

水沢地域 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
奥州市	令和3年2月26日	令和6年9月27日
対象地区名(地区内の集落名)		
水沢・水沢地域		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	461.12	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	305.10	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	60.19	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13.50	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		ha
④ 地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	251.88	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>地域の担い手(中心経営体)の高齢化により将来の農地及び用排水路管理に懸念があり、新たな担い手の育成が不可欠である。</p> <p>担い手の受託面積の増大により溝切り等の水田管理が十分でなく、また暗渠排水の老朽化等により圃場条件が悪化している状況にある。</p> <p>水稻の単作地域であり、担い手への集積が行われても収支が脆弱である。</p> <p>(解決策)</p> <p>地域内で新たな担い手の育成に取り組むとともに、担い手が不在の地区については他地域の担い手の受入れも検討する。</p> <p>現在担い手が行っている農地・用排水路の管理や一部農作業について、若手やシニアを含めた地域住民が受託し地域全体で農業環境を保全していく方法を検討し、併せて多面的機能支払交付金の活用による農地保全も図る。</p> <p>超湿地、漏水田解消のため、農地耕作条件改善事業等の導入に向け、土地改良区を含む関係機関等と検討する。</p> <p>家庭菜園等、多様な農地利用を検討する。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>現在の中心経営体への集積とともに、集落営農や農業法人等の新たな中心経営体となる担い手の育成に取り組む。</p> <p>農地の宅地化が進む地域では、今後の動向を見据えた営農計画を検討する。</p> <p>農福連携の推進など多様な農業者が地域の農業を支えていくような方策を検討する。</p> <p>基盤整備事業に取り組んでいる北下幅北、北下幅中、北下幅南地区、また実施に向け調査が進んでいる石田南・南下幅南部地区では、事業に協力し担い手への集積を図る。</p> <p>福原地区では、認定農業者3経営体を中心となって担うほか、受託三作業を希望する農業者2名と相談しながら進め、また、近隣南都田地区の認定農業者の協力を得ながら集積していく。担い手の作業を補完する人材を農事実行組合が主体となり斡旋する。</p>
--

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	農地を貸したい農家には、地域の農地利用最適化推進委員、市関係課への相談を促し、農地中間管理機構に貸し付ける方向に誘導していく。
(2) 基盤整備への取組	現在事業が進んでいる、北下幅北、北下幅中、北下幅南地区の基盤整備事業に協力し集積を進める。 実施に向け調査が行われている、石田南・南下幅南部地区の基盤整備事業に協力し集積を図る。 基盤整備事業の導入予定が無い地域については、基盤整備に不可欠となる法人、営農組合の設立に対し農家の意識が不足していることから合意形成を進める。
(3) 新規・特産化作物の導入	地域の担い手、農業者とともにタマネギ、枝豆、カボチャ等の高収益作物に取り組む検討をする。 湿田が多く汎用化が図れない地域では稲作に取り組み、用水施設の無い休耕地については集積し、麦・大豆等の作付けを検討する。
(4) 耕作放棄地の解消・再生利用	多面的機能支払交付金制度事業を活用し、耕作放棄地を未然に防止し農地の維持を図っていく。 所有権移転登記が滞っている耕作放棄地について、農業委員会と連携して早期の解決を図り、新たな所有者と相談のうえ再生利用していく。 営農組合を中心に荒廃農地の再生に取り組む。
(5) 鳥獣被害防止対策の取組	特に被害が多い、ネズミ、カラス、スズメ、ハクビシン対策を地域で検討する。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	23 人	10 法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	2 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人
⑧ その他の中心経営体	1 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	173.44 ha	461.12 ha	38 %
今後	425.33 ha	461.12 ha	92 %